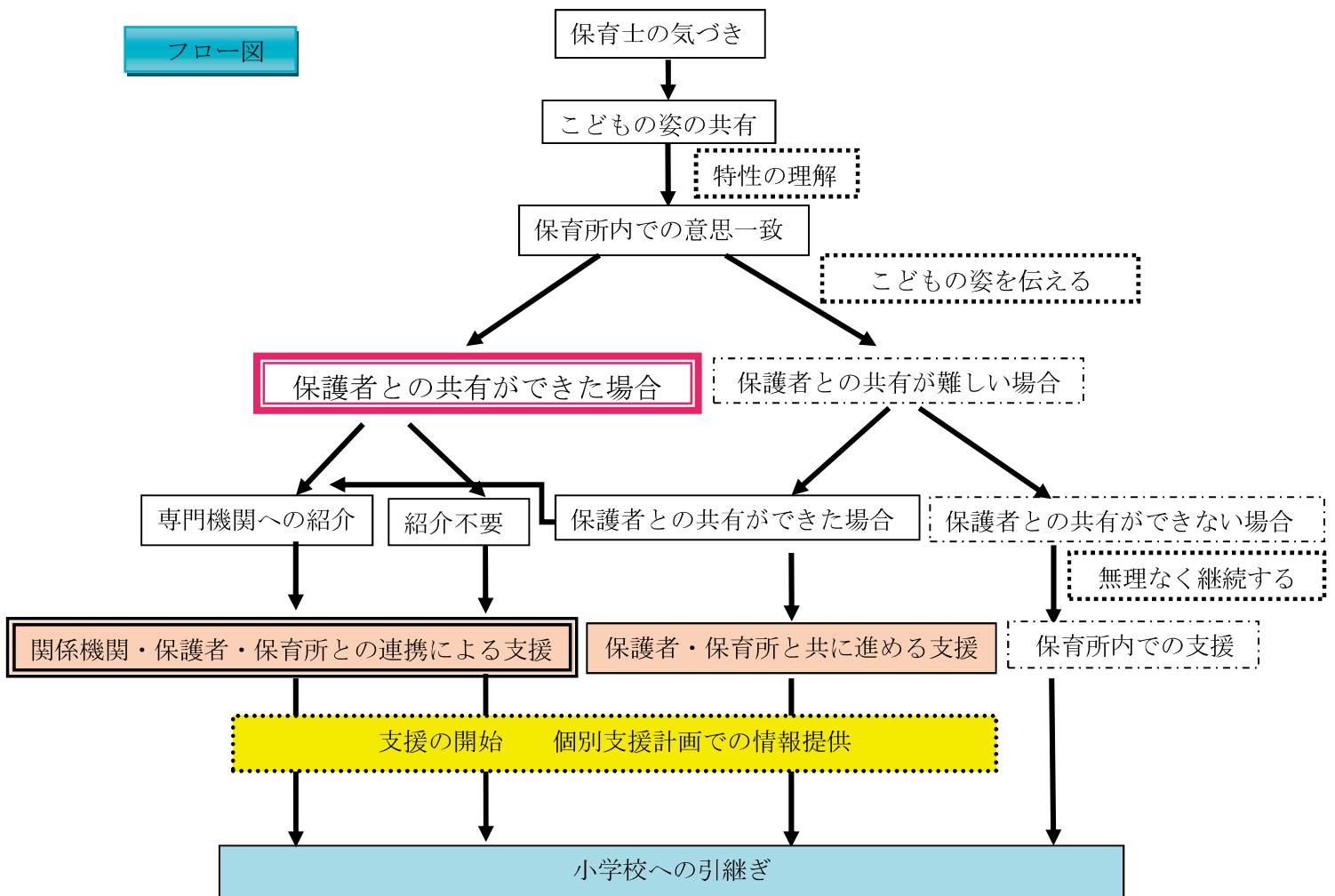


第3章 保育所内支援体制づくり ～保護者と共にすすめる支援～

『できた！わかった！たのしいよ！』第3章では、保育所内支援体制づくりとし、「個別支援計画・個別指導計画・保育所内支援会議の役割・保護者との連携・乳児期の気になるこどもについて」まとめてきました。保育所保育指針では「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけ、支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること」と示されています。

今回は、保護者と共に進める支援として、保育所での支援のプロセスを具体的に掲載しました。参考にいただき保育所で活用してください。

フロー図



I 個別支援計画と個別指導計画の作成と支援の流れ

□ 個別支援計画・個別指導計画の作成にあたって

個別支援計画の作成にあたって保護者の願いや思いをひき出し、必要な情報を収集します。保護者の積極的な参画を促すためには、保護者の思いに寄り添い、傾聴・共感・受容の姿勢で信頼関係をつくっていくことが大切です。『保護者は一番の支援者』であることを認識し、支援の中で保護者の役割を明確にすることも大切です。

個別指導計画は特性を理解したうえで担任が作成し、所内支援会議で内容の確認・共有を行い、職員全員で共通理解を図ります。こどもの強みを生かし困りを改善していく為の計画として、こどもの姿を見極め、スモールステップでねらいを設定するとともに、こどもに関わる全ての職員が同じ支援ができるように、手立てや支援を具体的に記載します。

保護者の思いと支援ニーズが一致しないこともあります。こどもの実態の共有をくり返し、こどもの困りに対する支援の優先順位について十分に話し合い、「計画を共に作成する」という思いで、根気よくアプローチを続けましょう。

□ 個別支援計画・個別指導計画の管理について

記載されている内容は、プライバシーの保護が最も必要とされる情報であり、その内容については『守秘義務』があるということを、職員一人一人が十分に認識する必要があります。職員間で共通理解するためには、閲覧の工夫は必要ですが、管理には特段の配慮を行うようにします。各所（園）で十分に検討し、個人情報の保護に努めるとともに、機関連携として活用する際には、必ず保護者の了解のもとで利用します。



□ 計画作成と支援の流れ

